

危機管理対応マニュアル
国際交流（外国人留学生受け入れ・学生の海外留学）編
令和 8 年 3 月 19 日現在

1. 国際交流（外国人留学生受け入れ・学生の海外留学）に関する危機管理の必要性和

その必要なケース

事 項	業 務 要 領
1. 危機管理の 必要性	本学においては、国際交流に関わる各種プログラムが多数実施されるようになり、外国人留学生の受け入れや学生の海外留学、語学研修などで海外の大学等への学生派遣の機会が増加している。 それに伴い、危機予防などの観点から、受け入れた留学生や海外へ学生を派遣する際の大学としての安全配慮義務を行うとともに、危機発生時の大学として対応すべき内容を策定する。
2. 危機管理対応 の必要なケース	(1) 本学へ受け入れた外国人留学生のための危機予防策と危機発生時における対応 (2) 学生を海外へ留学などで派遣する前に、大学が危機予防の観点から準備及び措置すべき事項 (3) 学生を海外へ派遣した後及び派遣中に危機が発生し、それに伴い大学として必要となる対応 (4) 海外へ留学などのため学生を派遣する場合や留学中などの学生に対し、留学などの実施、中止や延期、継続などの判断をするためのガイドラインの設定 (5) 危機発生の予防及び安全確保、危機発生時の学生が行うべき危機管理への対応

2. 受入外国人留学生の危機管理対応

事 項	業 務 要 領
1. 受け入れオリ エンテーション 時の説明事項等	〔国際交流センターが説明すべき注意事項及び準備すべき事項〕 (1) 外国人留学生身上記録（住所、電話番号、e-mail など記載）を大学へ提出させる。 (2) ビザの更新等の申告、学会参加、一時帰国や私事旅行などで国外へ出る場合は、大学へ届け出をするように説明する。 (3) 定期健康診断受診や保険（国民健康保険、学生教育研究災害傷害

	保険等）への加入を原則として義務付ける。 (4)危機発生時の連絡窓口の徹底を図る。特に休日の連絡窓口(担当者)は明確にしておく。 ここでいう危機とは、 (ア)自然災害(地震、台風など) (イ)犯罪(被害、加害) (ウ)交通事故・火災事故・弾道ミサイル落下・原発事故等突発的な事故 (エ)健康・衛生(難病、新型インフルエンザ等感染症を含む) (オ)異文化適応 (カ)その他(人間関係、ハラスメント、学業、進路、学費などに関する問題) (5)危機発生時には、速やかに国際交流センターへ連絡することを十分指導しておく。 (6)外国人留学生が一時帰国する場合の自らの危機管理対応(特にテロ、内乱、新型インフルエンザ等感染症発生時など)については、本マニュアルの「4. 派遣(留学)学生が行うべき危機管理(対応)」(16頁)に準ずる。 (7)毎月の在籍確認等の必要な手続きを確実に行うことや留学生として注意すべき点(在留資格や資格外活動申請関係)を説明する。 (8)軍事転用可能な技術や研究資機材等が安全保障上懸念のある国に渡ることを防ぐため、安全保障貿易管理制度について外国人留学生に周知する。また、本学の安全保障輸出管理規程に従うよう、周知する。 ※経済産業省安全保障貿易管理ホームページ http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html ※愛知教育大学安全保障輸出管専用ホームページ https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/research/export_control.html
2. 平常時の十分な安全確認	平常時は、以下の事項について、国際交流センターは十分に安全管理を行う。 (1)外国人留学生身上記録(住所、電話番号、e-mailなど)の変更等の管理を行う。 (2)ビザの更新などの把握、学会参加、一時帰国や私事旅行などで国外へ出る場合の届け出(管理)を徹底する。 (3)定期健康診断の受診を徹底する。 (4)保険(国民健康保険、学生教育研究災害傷害保険など)への加入状況を把握する。 (5)毎月の在籍確認を確実に実施する。その際、健康状態、履修状況などを確認する。

3. 危機発生時の対応等	本学の外国人留学生に危機が発生した場合の対応及び情報収集・連絡は、関係機関の協力を得て、原則として別表1、2、4、5（19頁、20頁、22頁、23頁）に基づき行う。
4. 想定される危機と対応 (1) 自然災害 (A) 地震対策	国際交流センターは、以下の事項を受入れガイダンス時に説明し、注意を喚起する。 〔地震対策のための説明事項〕 (1) 日頃から愛知教育大学防災対策カード、携帯ラジオ、懐中電灯、飲料水と保存食の常備と避難場所などをチェックし、家具の転倒防止などの対策をしておく。 (2) 地震発生時には、慌てず、クッションなどで頭を保護しながら、落ち着いて行動（避難）する。 (3) 地震が発生したらガス器具の元栓を閉じ、電気機器などの電源を切ってから、避難する。 (4) 建物の倒壊やそのおそれがある場合は、近くの避難所へ避難する。（大学にあっては、AUE スクエア） (5) 大規模災害時には、所定の方法（大学の安否確認システム、国際交流担当窓口の電話、メール、SNS、等）により、安否を報告する。 （電話）0566-26-2178（国際交流担当） （E-mail）kokusaikoryu@m.auecc.aichi-edu.ac.jp (6) 津波の恐ろしさを知っておく。（津波到達までには時間差があるので、その間に高台へ避難することなど） 〔発生場所とシチュエーション別の説明事項〕 (1) 学内での対応策 学内では教職員の指示に従うのが基本であるが、時間帯によって体制が異なる。 ① 日中（授業中・休憩中） ・シェイクアウト行動：机の下に隠れ、頭を守る（Drop, Cover, Hold on）。 ・指示を待つ：揺れが収まっても勝手に外へ飛び出さず、学内放送や教職員の指示に従って指定の一時避難場所（大学にあっては、AUE スクエア）へ移動する。 ・実験中：化学薬品や火器を使用している場合は、揺れが収まってから安全を確認して消火・処置を行う。 ② 夜間・休日（教職員が少ない時） ・自己判断での避難：指示を出す職員がいない場合があるため、自身の安全を確保し、掲示されている避難経路に従って避難する。 ・守衛所への報告：学内にいる場合は、守衛所へ自身の無事を知らせる。

(B) 台風・水害対策	・安否確認システム：大学が導入している安否確認システム（メールや専用アプリ）へ必ず回答する。 (2) 宿舎（寮・アパート）での対応策 ・出口の確保：揺れを感じたら、ドアや窓を開けて出口を確保する（建物が歪んで開かなくなるのを防ぐ）。 ・火の元確認：揺れが収まったら、ガスの元栓を閉める。火災が発生した場合は、初期消火を試みるか、無理ならすぐに避難する。 ・家具の固定：日頃から棚や冷蔵庫が倒れないよう、L型金具などで固定しておくよう指導する。 ・非常持出袋：3日分以上の飲料水、食料、モバイルバッテリー、パスポートのコピー、常用薬をすぐ持ち出せる場所に置いておく。 (3) 学外（外出中）での対応策 ①路上：ブロック塀、電柱、看板、自動販売機から離れ、カバンなどで頭を保護しながら広い場所へ移動する。 ②商業施設・公共施設：施設係員の指示に従う。エレベーター内ならすべての階のボタンを押し、最初に止まった階で降りる。 ③運転中（自転車・車）：ハンドルをしっかりと握って道路の左側に停止し、ハザードランプをつける。避難時はキーをつけたままにし、ドアロックはしない。 ④公共交通機関：電車内では手すりやつり革にしっかりつかまる。勝手に線路に降りず、乗務員の誘導を待つ。 (4) 国外（一時帰国中・旅行中）での対応策 ①国外で被災した場合や、日本での地震発生時に国外にいる場合の対応策 ・大学への連絡：自身が安全であることを、大学の国際交流担当窓口や指導教員へメール、SNS等で報告する。 ・再入国の確認：日本での地震により交通インフラが混乱している場合、フライトの欠航や入国制限の有無を確認する。 ・情報の収集：日本のニュースサイト（NHK World など多言語対応のもの）や、自身の国の在日大使館からの情報を確認する。 (5) その他 ①避難所でのマナー：日本の避難所では、ゴミの分別や清掃、静粛な時間帯などの共同生活ルールがあることを事前に周知しておく必要がある。 ②多言語アプリの活用：「Safety tips」（観光庁監修）など、災害情報を多言語で受け取れるアプリのインストールを推奨する。 〔台風や水害に備えるための説明事項〕 (1) 日頃から携帯ラジオ、懐中電灯、飲料水と保存食の常備と避難場所などをチェックし、確認しておく。
-------------	--

	(2)台風や大雨の際には、川、海には近づかない。また、むやみに出歩かない。 (3)台風や大雨の際、テレビ、ラジオなどの気象情報をチェックし、注意をはらう。
(2)犯罪対策	〔犯罪に巻き込まれないこと及び被害にあった時の対処法の説明事項〕 (1)日常から防犯意識を高く持つことや、わが国の法令律、例規及び大学の諸規程、ルール等を遵守することの周知を徹底する。 日本の法令等に不知であると意図せず違法な行為をしてしまうこと（違法コピー、廃棄物の持ち帰り、闇バイトによる犯罪加担等）につながる。違法な行為をしたがために、日本での在留が許可されない場合や強制退去となる場合もある。 (2)トラブル、被害にあった時の、警察(110)、救急(119)への連絡と、国際交流センターへの連絡(連絡窓口周知)を忘れないように徹底する。 (3)被害にあった時の警察、病院との対応の場面などで言葉の問題があり、大学の相談者（通訳等）が欲しい場合の対応方法も周知しておく。
(3)交通事故	〔交通事故の安全確保のための説明事項〕 (1)軽車両（自転車）について ・基本ルールについての説明事項 ■自転車に乗る場合は、自転車保険に必ず加入する。 ■盗難防止のため、防犯登録をする。 ■ヘルメットを着用する。 ■車道の左側を通行する。 ■安全ルールを守る。 ✓飲酒運転・二人乗り・傘さし運転・並進等の禁止。 ✓夜間は必ずライトを点灯する。 ✓交差点での信号遵守と一時停止・安全確認。 ✓スマートフォンを使用しながら、イヤホン等で音楽を聴きながら運転はしない。 ■冬季間の降雪・凍結時には自転車に乗らない。 ■駐輪場を使用し、施錠する。 ■他人の自転車を勝手に使うことは犯罪行為。 2024年11月の改正により、自転車の危険運転に対する罰則が大幅に強化され、さらに2026年4月からは、軽微な違反にも「青切符（反則金）」が導入された。 ①ながらスマホ（厳罰化）：走行中にスマホを手を持って通話したり、画面を注視したりする行為。 ・罰則：6ヶ月以下の懲役または10万円以下の罰金。 ・事故を起こした場合：1年以下の懲役または30万円以下の

	罰金。 ② 酒気帯び運転：自転車でも酒気帯び運転に罰則が科されるようになった。 ・ 罰則： 3 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金。 ・ 周辺者への罰： お酒を提供した人や、自転車を貸した人も処罰の対象となる。 ③ 青切符の導入（2026 年 4 月～）： 16 歳以上を対象に、信号無視や一時不停止などの違反に対し、数千円～1 万円程度の「反則金」が課される。 (2) 特定小型原動機付自転車（電動キックボード等） 2023 年 7 月の改正で新設された区分。留学生が安易に利用してトラブルになるケースが増えている。 ・ 年齢制限： 16 歳未満の運転は禁止されている。 ・ 免許： 一定の基準を満たす「特定小型」は免許不要だが、ヘルメット着用は努力義務。 ・ モペット（フル電動自転車）の注意： ペダル付きでも電動のみで自走できるものは「原動機付自転車」扱いです。免許、ヘルメットナンバープレート、自賠責保険が必須であり、自転車道や歩道の走行は不可である点を強調する。 (3) 車両（自動車・オートバイ）の安全確保 ・ 日本の通行ルール： 「左側通行」の徹底。右ハンドル・左側通行に不慣れな留学生への注意喚起が必要。 ・ 無免許運転の禁止： 出身国の免許や国際免許証が日本で有効か、必ず大学へ確認させるフローを設ける。 ・ 側方間隔の確保（2026 年施行予定）： 自動車が自転車を追い越す際、安全な間隔が保てない場合は減速する義務がある。 ・ 自動車や單車に乗る場合は、任意保険への加入を義務づける。 (4) 事故発生時の対応フロー ・ 負傷者の救護： 直ちに停車し、救急 119 番通報を行う。 ・ 危険防止： 車両を安全な場所に移動させる。 ・ 警察への通報： 110 番通報は義務であり、怠ると「報告義務違反」となる。 ・ 大学への報告： 休日・夜間を含めた緊急連絡先を明記する。 ・ 言葉の問題があり、大学の相談者（通訳等）がほしい場合の対応も周知しておく。 (5) 国際交流センターは、交通事故死を想定して、初動対応（遺体確認と家族への連絡、遺族の来日、経済的な問題、パスポート・ビザ、遺体安置と葬儀）の要点を日頃からシュミレーションしておく。
--	---

(4)火災事故対策

〔火災事故防止等の対策〕

- (1)火災事故の発生に備えて、必ず「火災保険」「留学生住宅総合補償」などの火災保険に加入することを義務付ける。
- (2)火災発生に備えて宿舍の消火器の設置場所、避難経路、非常口などは、入居時に必ず確認するように指導する。
- (3)宿舍に備え付けてある消火器の使い方についても必ず確認するように指導する。

〔火災事故防止等の安全確保のための説明事項〕

(1)調理時の火災防止

文化的な背景により、揚げ物や強い火力での調理を好む学生が多いため、以下の注意を徹底する。

- ・「その場を離れない」の徹底：油を加熱中に電話や来客で離れる際の出火が非常に多いため、「火のそばを離れるときは必ず消火する」ことを強調する。
- ・Si センサー（過熱防止装置）の理解：コンロの安全機能について説明し、機能が無効化しないよう指導する。
- ・換気扇の清掃：換気扇に溜まった油に火が燃え移る「上方延焼」の危険性を伝える。

(2)電気火災の防止（トラッキング現象）

- ・タコ足配線の禁止：電圧の異なる国の電化製品を無理に接続したり、延長コードを多用したりすることの危険性を伝える。
- ・トラッキング現象：ホコリが溜まったコンセントから発火する現象を写真付きで解説し、定期的な掃除を促す。
- ・リチウムイオン電池：互換性のない安価な充電器の使用や、電動キックボード等の過充電による発火リスクを伝える。

(3)日本特有の火災リスクとルール

- ・寝たばこの厳禁：統計上、死者の出る火災の大きな原因であることを説明する。
- ・住宅用火災警報器：日本の法律で設置が義務付けられていること、電池切れの際の警告音への対応方法を教える。
- ・ベランダ・共有部の整理：避難の妨げになるだけでなく、放火の対象になりやすいため、荷物を置かないよう指導する。

(4)万が一火災が起きた時の行動（3ステップ）を伝える。

- ・大声で知らせる：「火事だ！（Kaji-da! / FIRE!）」と叫び、近隣に知らせる。
- ・119番通報：自分の住所を日本語で言えるようにしておく、またはスマートフォンのGPSを活用して通報する訓練を推奨。
- ・避難の判断：「天井に火が届いたら、消火を諦めてすぐ逃げる」という基準を明確に示す。

(5)避難時の注意点を説明する。

- ・煙への対策：姿勢を低くし、濡れたタオルで口を覆うこと。
- ・エレベーター不使用：閉じ込め防止のため、必ず階段を使うこと。

	・ドアを閉める：逃げる際に部屋のドアを閉めることで、酸素供給を遮断し延焼を遅らせる効果を伝える。
(5) 弾道ミサイル落下対策（Jアラート）	ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、Jアラートを通じて、一部の地域では防災行政無線等で特別なサイレン音とともにメッセージが流れるほか、緊急速報メール等によって緊急情報が発信されるので、メッセージが流れたら、落ちていて直ちに次の行動をとることを説明する。 (1) 場所に応じた具体的な避難行動 発射から着弾（または通過）までは数分しかないので、即座に取るべき行動を明記します。 ① 屋外にいる場合： ・近くの頑丈な建物（コンクリート造など）や地下（地下街・地下駅舎）に避難する。 ・近くに建物がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。 ② 屋内にいる場合： ・窓から離れる。できれば窓のない部屋（廊下やトイレなど）へ移動する。 ・窓ガラスの破散による被害を防ぐため、カーテンを閉める。 ③ 車を運転している場合： ガソリンへの引火を避けるため、車を止めて頑丈な建物や地下へ避難する。 (2) 着弾（落下）後の対応 化学兵器等の可能性を考慮：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れる。密閉性の高い屋内へ避難し、換気扇を止めて窓を密閉する。 (3) 大学への安否報告 安全が確保された後、大学の指定する連絡網（安否確認システム、電話、メール、SNS等）を通じて速やかに報告するよう指示する。
(6) 原発事故の対応	〔原発事故発生時の安全確保のための説明事項〕 (1) 避難行動 ① 屋内へ退避：木造建築よりもコンクリート造の建物の方が遮蔽効果は高いため、速やかに中に入る。 ② 密閉：放射性物質の侵入を防ぐため、窓やドアを全て閉め、換気扇やエアコンを止める。 ③ 窓から離れる：窓際を避け、建物の中心部（壁が厚い場所）に移動する。 (2) 汚染を防ぐ行動 ① 外にいた場合に、体への付着や体内への取り込みを防ぐ方

	法を記載します。 ② 口と鼻を覆う：湿ったタオルやマスクで呼吸による内部被ばくを防ぐ。 ③ 肌を露出しない：帽子を被り、雨合羽や長袖の服を着用する。 ④ 付着への対応：屋内に入る際、上着を脱いでビニール袋に入れ、手洗いやうがいを徹底する。 (3)情報の入手とデマへの注意。 ①公式情報の確認：居住自治体やニュース番組（NHK等）の指示に従う。 ②独自の判断で避難しない：原子力災害では、パニックによる一斉移動が渋滞を招き、かえって被ばくのリスクを高めるため、指示があるまで勝手に移動しない。 (4)飲食物の摂取制限 口にするものに注意：水道水や屋外に置いてあった食料について、自治体から制限が出ていないか確認する。
(7)健康・衛生対策	〔健康・衛生面に関する説明事項等〕 (1)定期健康診断受診を徹底させる。 (2)長期の病休となる場合の連絡窓口、相談窓口をはっきりと示しておく。 (3)国民健康保険未加入による問題点や保険が効かない事態を想定し、説明しておく。 (4)入学時、来学時に既往症をチェックするとともに、日頃から外国人留学生の健康状態を把握しておく。このため、来学時（留学などの初期）は、健康ガイダンスを実施する。 (5)重篤な病気や難病指定を受けた場合などは、留学の継続が困難となり、受入部局の長等の判断で母国に帰国させる可能性もあることを周知しておく。 (6)最悪の事態を想定した対応策（保険を使うのが望ましい。）を考えておく。例えば、病気入院を想定し、それが危険な手術・難病であったとして、以下の点からシミュレーションしておく。 ①対策チームの編成をどうするか。 ②手術までの対応（症状説明（言葉の問題）、親の呼び寄せと同意、入院時の保証人確保）を考えておく。 ③手術後、退院後の介護サポート体制（本人の要望の把握と対応）の問題を視野に入れておく。 ④経済的な問題（医療費、保険加入状況、本人の在学身分と学費、退院後の生活費）を検討しておく。 ⑤病死なども想定して対応を検討しておく。
(8)異文化対応	生活習慣、宗教などに関係する問題発生時の相談窓口、カウンセリング（精神面におけるケアサポート）体制を明確にし、説明しておく。

(9)その他	人間関係、あらゆるハラスメント、学業・進路、学費、経済的問題等が発生した場合についての対応体制を説明しておく。言葉の壁がないような対応方法を考えておく。 ※愛知教育大学ハラスメント専用ホームページ： https://www.aichi-edu.ac.jp/campus/student/harassment.html
5. 大学が外国人留学生に加入を勧める保険	外国人留学生が留学中などに死亡又は重篤な病気になったり怪我をした場合の対応で、家族を呼び寄せるための費用や遺体移送費用、火葬費用などを準備しなければならない事態も想定される。このことから、大学は、「留学生救援者費用保険（遺体移送費用や火葬費用などが補償される。）」への加入を勧める。

3. 学生の海外留学の危機管理対応

(1) 学生の派遣前の危機管理対応

事 項	業 務 要 領
1. 派遣前オリエンテーション等の実施	〔国際交流センターが行う派遣先情報などの把握と説明事項〕 (1)派遣先（国）の国際情勢の変化や動向（テロ、天変地異、流行病など）を注視し、外務省のホームページにある各国・地域情勢や在外公館のホームページ等を利用して情報収集を行うなど危険度・危機情報を把握した上で、学生に指導・助言する。 (2)派遣先（国）の風俗習慣、式祭典の特徴や性理論などの文化的差異を把握し、学生に指導・助言する。 (3)派遣先（国）の対日感情や日本人に対するイメージ及び傾向を把握し、学生に指導・助言する。 (4)渡航前の危機管理意識の高揚を図るため危機管理セミナーや説明会を開く。なお、開催にあたっては、危機管理の専門家を招くことも考慮する。 (5)派遣学生に留学などの日程、期間、住所、連絡先、留学先大学指導教員等について記載された「留学届」（派遣留学・短期研修用：https://forms.office.com/r/Q9N2eNNSJF、私費留学用：https://forms.office.com/r/B9j0Cqu1yw）を提出させる。また、渡航後それらが変更になった場合は、速やかに大学へ連絡するよう周知しておく。 (6)派遣前に渡航時の危機管理について、ガイダンスや説明会などで外務省発行の「海外旅行のトラブル回避マニュアル」等の印刷物を紹介し、注意喚起を行う。外務省海外旅行登録「たびレジ」への登録を必ず行ってもらふ。 (7)「海外旅行傷害保険」、「留学保険」等の資料配付と加入案内を

	行う。その際、加入モデルケースを紹介し、同モデル以上の補償のある保険への加入を勧める。 (8)クレジットカード等に自動附帯している保険では、実際に事故に遭遇した場合には、填補されないケースがあることについての説明を行う。 (9)派遣先（留学先）の大学での共済制度や保険制度について調査し、その説明も行うことが望ましい。 (10)危機に遭遇した際の連絡体制（別表3，21頁）について、あらかじめ説明し、派遣前に確認をさせる。 (11)留学期間が1か月を超える学生には、派遣前に健康チェックを行うように指導し、既往症のある学生の派遣に際しては必ず健康診断を義務付ける。このため、来学時（留学などの初期）は、健康ガイダンスを実施する。 (12)派遣先（国）で流行している感染症について把握し、必要に応じて、事前に予防接種を受けることについて説明を行う。 (13)留学に耐えうる健康状態であることの確認や、無理をして留学した場合に生じる問題について十分に説明を行う。 (14)留学に伴う心理的なストレスが生じた場合は、遠慮せずに対応窓口相談するように説明しておく。
2. 派遣前に大学が想定すべき危機管理対応費用	本学の学生が海外留学中などに死亡・入院・行方不明になった場合、その対応費用、救援者現地派遣費用、遺体輸送費用などの補償される「海外旅行事故対策費用保険」に加入することを義務づける。しかし、保険では補填されない費用については、適宜対応費用を大学として措置し、対応する。
3. その他	(1)「留学」を理由に休学する場合においても、必ず、「留学届」（派遣留学・短期研修用：https://forms.office.com/r/Q9N2eNNSJF、私費留学用：https://forms.office.com/r/B9j0Cqu1yw）を提出させ、留学先、連絡方法、留学期間などを確認・把握する。 (2)派遣先大学等と学生交流に伴う危機発生時の連絡・対応についての協力連携体制を確立しておく。

(2) 学生の派遣後・危機発生時の危機管理対応
(私事で海外へ渡航する場合にも適用する。)

事 項	業 務 要 領
1. 危機のケースと基本的な対応	

(1)危機のケース	本学の学生が海外留学などの際に想定される危機発生のケースとして、以下のものが考えられる。 ①海外において重大な天災、テロ、飛行機・列車事故などが発生し、これに巻き込まれ生死不明の場合 ②事件・事故等の被害者となった場合 ③事件・事故等の加害者となった場合 ④刑事事件の容疑者となった場合 ⑤民事事件の加害者となった場合 ⑥病気、事件、事故などにより重篤な状態又は急逝した場合 ⑦行方不明となった場合
(2)危機発生時の基本的対応方針	(1)これらの危機発生の場合ごとに危機管理対応はそれぞれ異なるが、危機事象が発生した場合は、原則として「国立大学法人愛知教育大学における危機管理に関する規程」に基づき対策本部を設けて対応に当たる。 (2)本学の学生が事件や事故の被害者若しくは加害者になった場合や災害に遭って生存が確認されている場合には、現地対応のための本学の教職員を派遣するなどして適宜対応に当たる。 (3)本学の学生が事件や事故等により現地で加害者になった場合などは、関係機関等の協力を得ながら大学として被害者に対し誠意ある対応を心掛ける。 (4)病気や事故などで死亡した場合には、本学の教職員を現地へ派遣し、事後処理などの対応に当たることを原則とする。 (5)上記のことに備えて、危機発生時における留学先（派遣先）大学等の連絡・対応について協力を得るための事前の確認と要請を行っておく。
2. 危機のケース別対応方法	対策本部の設置、情報の収集・連絡方法などは、原則として以下のとおりとする。 (1)危機が発生した場合、対策本部を設置することについて学長が至急決定する。 (2)対策本部の組織及び担当業務内容は、別表1（19頁）のとおりとする。 (3)対策本部の設置場所は、原則として、国際交流センターとする。 (4)対策本部の構成員は直ちに対策本部へ集合し、当面必要な対応（国際電話対応のための専用電話・FAX回線の設置、現地の連絡先と担当者などの確認と正確な情報の収集など）を行う。 (5)危機発生時の情報収集・連絡などは、留学先大学などの協力を得て原則として別表3、4（21頁，22頁）に基づき行う。
対策本部を設置しない場合の対応方法	対策本部を設置しない判断の場合、危機発生時の連絡を受けた当該部局の長（危機管理員）は、速やかに別表3、4（21頁，22頁）に基づき情報の収集・連絡するとともに、危機発生後の対応方法は、別表5（23頁）及び以下の事項を参考にするなどして、決定する。

	(1)国際交流センターは、国際企画課、教務企画課などの協力を得て、別表3（21頁）に基づき危機の発生状況、当該学生の正確な被害状況などの情報収集に引き続き努める。 (2)国際交流センター長は、学長と現地対応のための本学教職員の派遣・対応の必要性を検討する。 (3)現地対応のための教職員派遣が必要な場合は、直ちに派遣者を決定し、出張命令、パスポート及び航空券・ホテルの手配などの手続きを行う。 (4)当該学生の家族が現地へ同行することになった場合は、国際交流センターは、航空券やホテルの手配、現地での対応についてサポートする。 (5)本学の教職員を現地対応のため派遣する際には、適宜、国際企画課、教務企画課等の協力を得る。 (6)現地対応のため派遣された教職員は、現地大学等の担当者、病院、在外公館、渡航した当該学生・同行した教職員の家族などと連絡・相談の上、その後の対応方法(天災、事件・事故に遭ったが、事件・事故等が解決し、本人が生存している場合は、帰国の必要性、入院継続、派遣継続の判断など、病気、天災、事件・事故に遭い本人が死亡した場合は、火葬の有無、遺体搬送手続きなど)を決定する。その際、随時、愛知教育大学（国際交流センターなど）へ連絡・相談を行いながら進めていく。 (7)国際交流センターは、危機発生について速やかに関係する保険会社に連絡する。
--	--

（３）海外への派遣（留学）の実施，中止，延期，継続，途中帰国の判断基準

事 項	業 務 要 領
1. 海外への派遣（留学）の実施、中止、延期、継続、途中帰国の判断基準	海外への派遣（留学）の実施、中止、延期、継続、途中帰国の判断に当たっては、学生の派遣部局、対策本部等は、①派遣先社会（国）の事情、②派遣先大学の諸事情等、③個人的事情に分けて判断する。
(1)派遣先社会（国）の事情による判断	(1)派遣先社会（国）の事情による判断は、海外における日本人の安全対策の一環として、外務省から提供されている特定の国又は地域の治安や安全性に関する情報をもとに判断する。 (2)特に、治安の急速な悪化や災害、騒乱、その他の緊急事態（原発事故など）が発生したり、又は発生の可能性が高まっていると判断される場合には、当該国又は地域の治安状況などを、4段階の危険度に区分した「海外危険情報」に応じて対応を行う。 (3)「海外危険情報」は、法令上の強制力をもって渡航を禁止したり、退避を命令したりするものではないが、海外への派遣（留学）の実施、中止、延期、継続、途中帰国の判断をする場合には、こ

(A)「危険情報」の種類など ※外務省のホームページを参照	れらを十分参考にしながら判断することとする。 (4)「感染症危険情報」なども参考にし、判断する必要がある。 〔「海外危険情報」の種類と危険度のランク〕 ○「レベル１：十分注意してください。」 その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要であることを示し、危険回避を勧めるもの。 (対応) 実施又は継続するが、十分な注意を払う。 ○「レベル２：不要不急の渡航は止めてください。」 その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとるよう勧めるもの。 (対応) 原則として延期若しくは中止 ○「レベル３：渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」 その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めるように勧めるもの。また、場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して、退避の可能性の検討や準備を促すメッセージを含むことがある。 (対応) 中止又は途中帰国 ○「レベル４：退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)」 その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域への退避(日本への帰国も含む)を勧めるもの。この状況では、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。 (対応) 中止又は即刻帰国(退避勧告を無視した場合の本学の対応については、その都度関係機関と協議し検討する。)
(B)「感染症危険情報」の種類など ※外務省のホームページを参照	〔外務省より提供されている「感染症危険情報」の種類と危険度〕 (特定の危険度の高い感染症に関し、渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域について発出される安全情報) ○「レベル１：十分注意してください。」 (対応) 実施、継続するが、注意を払う。 ○「レベル２：不要不急の渡航は止めてください。」 (対応) 延期、若しくは中止を基本方針とする。 ○「レベル３：渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」 (対応) 中止、途中帰国 ○「レベル４：退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)」 (対応) 中止、即刻帰国(退避勧告を無視した場合の本学の対応については、その都度関係機関と協議し検討する。)

(C)海外渡航時の派遣先の安全確認のためのお勧めリンク集	○外務省のホームページ(https://www.mofa.go.jp/mofaj/) ○世界の医療事情（外務省）(https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/) ○海外安全ホームページ（外務省）(https://www.anzen.mofa.go.jp/) ○厚生労働省のホームページ（https://www.mhlw.go.jp/index.html） ○「海外渡航者のための感染症情報」(https://www.forth.go.jp) ○厚生労働省検疫所のホームページ(https://www.forth.go.jp/) ○労働者健康安全機構(https://www.johas.go.jp/) ○国際協力機構(JICA)（https://www.jica.go.jp/） ○国立感染症研究所（NIID）(https://www.niid.go.jp/niid/ja/) ○国立健康危機管理研究機構感染症情報提供サイト(https://id-info.jihhs.go.jp/)
(2)派遣先大学の諸事情等による判断	以下の場合、原則として留学の中止、延期又は帰国をさせる。 ①自然災害または治安の悪化や人災（テロや原発事故）などによって、派遣先大学における学業継続が困難になった場合 ②派遣先大学を退学処分となった場合
(3)個人的事情による判断 (A)病気・怪我対策 (B)犯罪対策 (C)学力不足	(1)留学（1か月以上）による渡航予定の学生は、健康診断を受けて、有病疾患の管理を行える準備をさせる。 (2)現在、通院して治療中の学生については、留学に耐えられるかについて医師と相談し判断してもらう。また、派遣先での受診医療機関を確かめるなど、継続して医療を行う体制を整えておくように指導する。 (3)派遣中の学生が病気や怪我により1か月以上の入院治療（緊急の場合を除く。）が必要となった場合には、原則として帰国を促すこととする。 (4)透析やリハビリなど、自宅療養が必要となった身体疾患の場合は健康管理を優先し、帰国を促すこととする。 (5)留学の継続困難となる精神科疾患を有する場合、医師やカウンセラーの所見等も参考にし、帰国を促すこととする。 (6)その他、派遣先（国）によって医療制度や医療保険制度が異なることから、入院、手術、治療に関する医療費負担の観点から一旦帰国させて日本で療養させることを検討する。 (1)刑事上（テロを含む。）の罪を犯した場合、滞在国の法律に基づき処分等を受けることとなり、それを基に適宜判断する。 (2)薬物等（法定）の依存症に罹患した場合、滞在国の法律上の扱いに基づき判断する。 (3)民事上の犯罪による加害者となった場合、滞在国（大学・国）の法律等に基づき扱われるのでそれを基に適宜判断する。 派遣先大学において、当該学生の修学状況などから学業継続不可により留学を継続しても成果を得られないと判断された場合は、原則として留学を中止する。

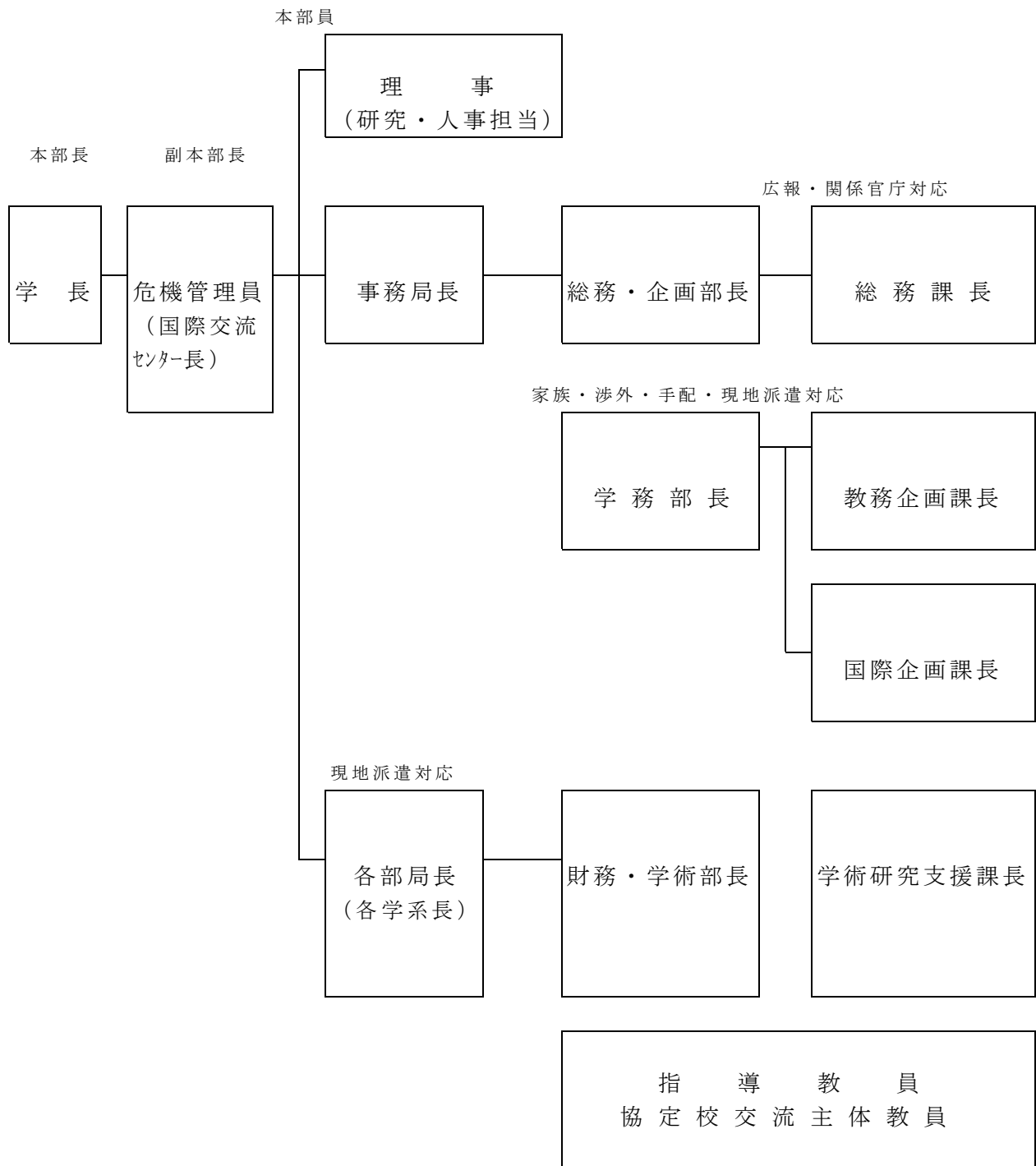
4. 派遣（留学）学生が行うべき危機管理対応

事 項	業 務 要 領
1. 渡航前に行う事項	※国際交流センターは、本学の国際交流センターをいう。 〔①留学に伴う危機管理に対する心構えと準備すべき事項〕 (1)危機発生の可能性あることを十分認識しておく。 (2)危機発生時のシュミレーションを行う。 (3)健康状態のチェック（健康支援センターなどとの相談や健康診断を受ける。）をする。 〔②国際交流センターでの渡航前の手続きや行うべき事項〕 (1)「留学届」（11頁）を必ず提出する。 (2)危機管理に関する説明会やガイダンスなどへ参加する。 〔③保険への加入と確認すべき事項〕 (1)海外旅行傷害保険などについて、大学の指示に従い加入する。 (2)航空券を手配した旅行会社や航空会社の危機発生時の補償などを確認する。 (3)渡航前に加入した保険の内容について国際交流センターに連絡する。 〔④国際情勢、渡航先の安全性についての情報収集〕 (1)国際情勢の変化や動向について把握する。 (2)外務省の在外公館のホームページ等を活用し、渡航先の現地安全情報を把握するとともに、たびレジの登録をする。 (3)厚生労働省検疫所のホームページ等を活用し、渡航先の感染症情報を把握するとともに必要に応じて予防接種を受ける。 (4)渡航先の政治・社会・文化、日本との関係や対日イメージなどを理解しておく。 〔⑤留学先大学等の危機管理体制などについての情報収集〕 (1)危機管理体制や危機管理に関するガイダンスなどの実施状況を調査する。 (2)留学先などで加入する危機管理に関する保険の種類や内容を把握する。

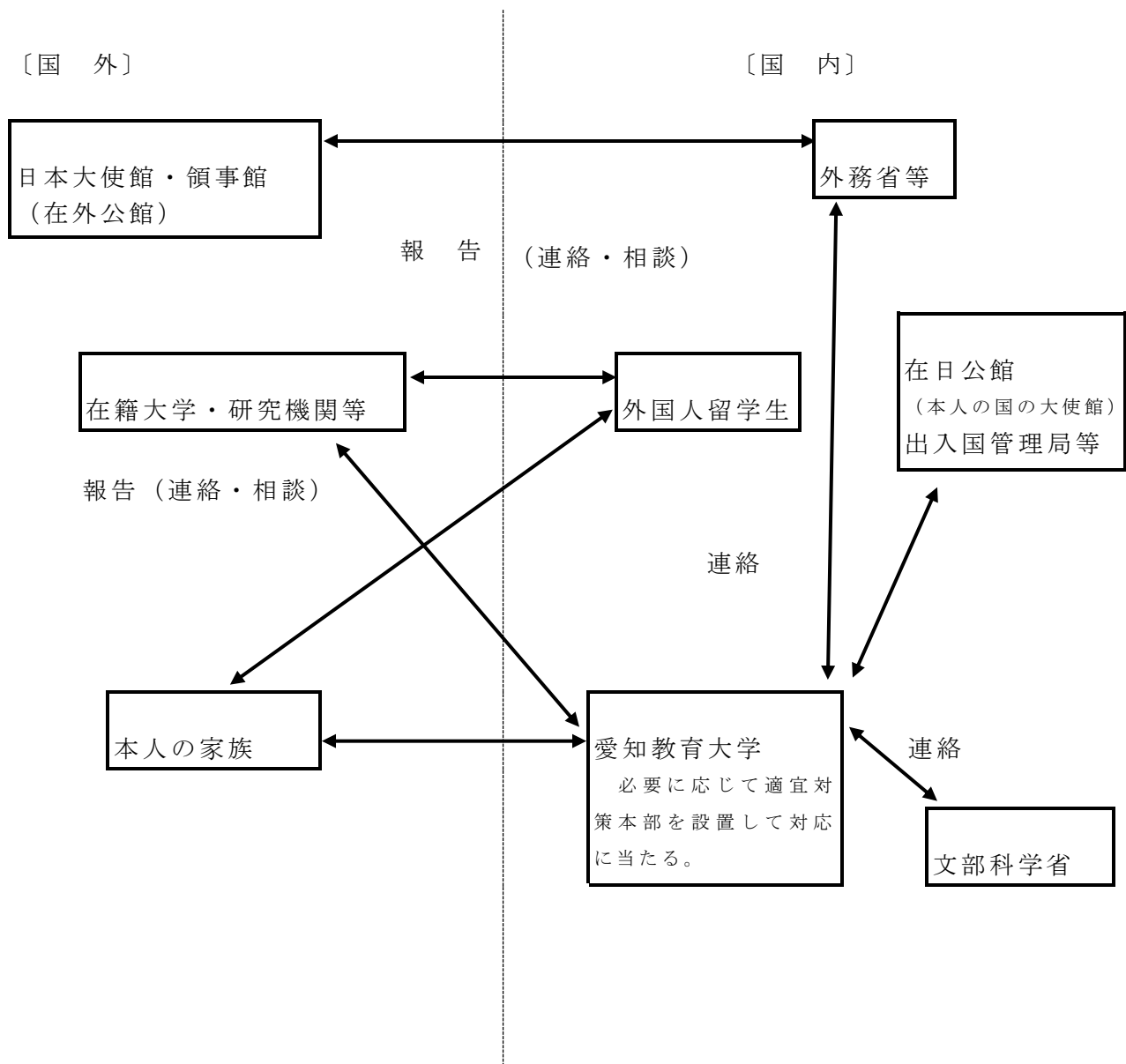
2. 渡航後に行う事項	〔①在外公館への在留届提出と危機情報の把握〕 (1)災害やテロなどの緊急時の安否確認、退避の手配などの連絡・保護が在外公館から受けられるように、旅券法により、3か月以上外国に滞在する日本人は、在留届の提出が義務づけられているので、必ず提出する。 (2)治安情勢が不安定な国や地域への渡航の場合は、滞在期間が短くてもすべて届け出るようにする。 (3)在外公館のホームページなどで、定期的に留学先の危険情報について把握する。 〔②留学先での危機管理体制把握と国際交流センターへの連絡〕 (1)留学先などでの危機管理に関する情報収集を行い、ガイダンスなどには必ず参加する。 (2)留学先等の緊急時の対応体制と連絡システムを把握し、国際交流センターへ報告する。 (3)渡航後に加入した保険とその内容について国際交流センターへ報告する。 (4)国際交流センターの指示に従い、毎月、在籍確認と生活状況の報告を行う。 〔③自己の危機管理〕 (1)外出の際は、緊急連絡先（留学先等の電話番号や住所など）を記したメモなどを必ず携行する。 (2)緊急時の家族への連絡体制の確認を行う。 (3)緊急時の国際交流センターへの緊急連絡体制を確認し、以下のとおり準備しておく。 ○留学先の関係者などから連絡する体制を確認して、国際交流センターに連絡する。 ○留学先の関係者に緊急時の国際交流センターへの連絡先を知らせておく。 ○本学の危機管理対応体制（別表3，21頁）を基本に連絡が行えるようにしておく。 (4)海外渡航中は、自動車などの運転はしない。ただし、長期留学等において、やむを得ず運転する場合は、違反や事故の際の賠償責任，コストに備え，自動車保険に必ず加入する。 (5)留学先大学の各種報告（一時帰国，長期外出などの報告）など、必要な手続きは、留学先大学が定める方法により適切に行うものとする。
--------------------	---

3. 危機に遭遇した場合の対応	(1)留学先などの緊急連絡先へ連絡し、その指示に従って行動する。 (2)緊急連絡体制（別表3，21頁）に基づき、国際交流センターへ連絡・相談する。 (3)在外公館の連絡・指示に従って行動する。 (4)家族へ連絡する。 (5)保険会社に連絡する。
------------------------	---

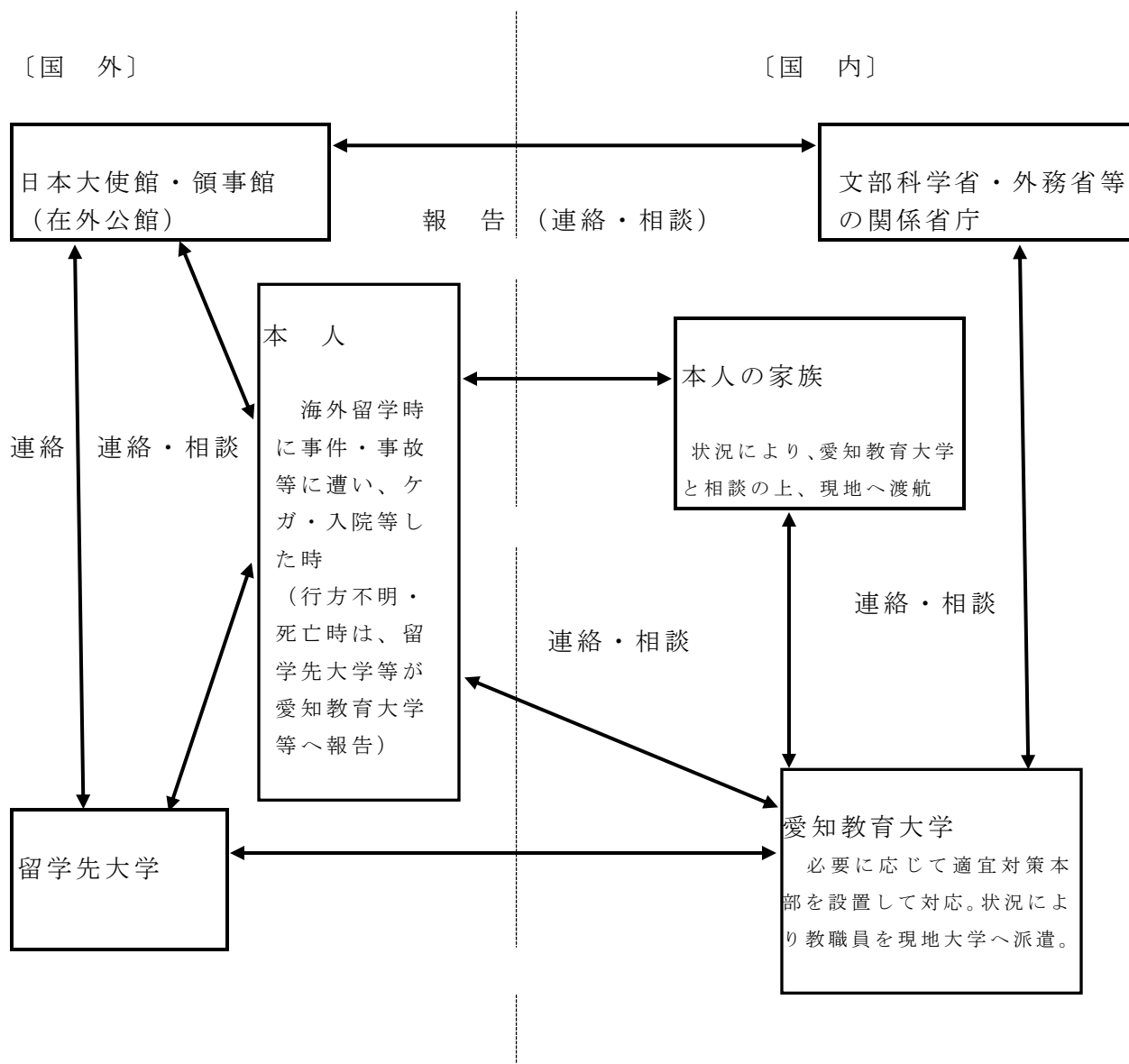
（別表１：愛知教育大学における国際交流（外国人留学生受入・学生の海外留学）に伴う危機管理対策本部組織図



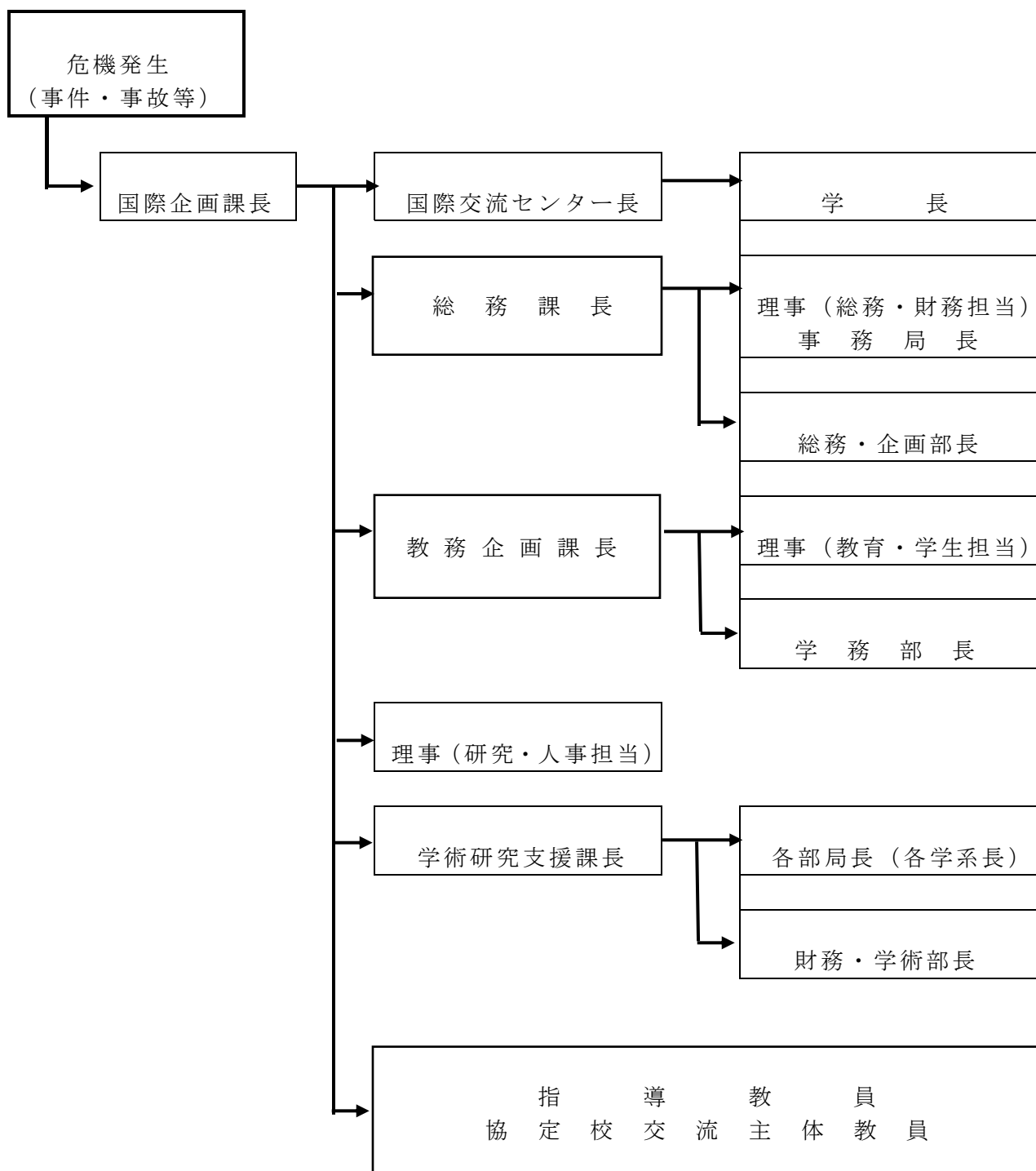
(別表 2 : 外国人留学生に対する危機管理対応体制 (国内・国外連絡網))



（別表３：海外留学時の危機管理対応体制（国内・国外連絡網）
 －留学先などで事件・事故等が発生した場合の連絡網の体制－



(別表 4 : 事件・事故等発生時の連絡網の体制 (学内連絡網))



(別表 5 : 事件・事故等発生時の対応体制)

